### ◎衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案 新旧対照表

## ○衆議院議員選挙区画定審議会設置法(平成六年法律第三号)(第一条関係)〔公布日施行〕

改

正

案

$\overline{}$
傍
線
部
分
は
改
正
部
分

の国勢調査(充計去(平成十九平去聿第五十三号)第五条第三項第三条 前条の規定による改定案の作成は、各選挙区の人口(最近(改定案の作成の基準)	第ショー
の規定により行われる国勢調査に限る。)の結果による日本国民の	~
人口をいう。以下この条において同じ。) の均衡を図り、各選挙区	
の人口のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た	が
数が二以上とならないようにすることとし、行政区画、地勢、交	交
通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。	しい
2 次条第一項の規定による勧告に係る前項の改定案の作成に当た	
っては、各都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区	
の数は、各都道府県の人口を小選挙区基準除数(その除数で各都	
道府県の人口を除して得た数(一未満の端数が生じたときは、こ	
れを一に切り上げるものとする。)の合計数が公職選挙法(昭和二	
十五年法律第百号)第四条第一項に規定する衆議院小選挙区選出	
議員の定数に相当する数と合致することとなる除数をいう。)で除	
して得た数(一未満の端数が生じたときは、これを一に切り上げ	
るものとする。)とする。	

3

項

の規定による勧告に係る第

項の改定案の

作成に当

区の数は、次条第

変更しないものとする。

各都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙

#### 現

行

(改定案の作成の基準)

、。

一次通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならなが二以上とならないようにすることを基本とし、行政区画、地勢、じ。)のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数これに準ずる全国的な人口調査の結果による人口をいう。以下同を図り、各選挙区の人口(官報で公示された最近の国勢調査又は三条 前条の規定による改定案の作成は、各選挙区の人口の均衡

#### (勧告の期限等)

とする。
による人口が最初に官報で公示された日から一年以内に行うものによる人口が最初に官報で公示された日から一年以内に行うもの項本文の規定により十年ごとに行われる国勢調査(統計法第五条第二第四条 第二条の規定による勧告は、国勢調査(統計法第五条第二

2 の規定による勧告を行うものとする。 による人口が最初に官報で公示された日から による日本国民の人口のうち、 れた年から五年目に当たる年に行われる国勢調査に限る。) 計法第五条第二項ただし書の規定により、 で除して得た数が二以上となったときは、 前項の規定にかかわらず、審議会は、各選挙区の国勢調 その最も多いものを最も少ないも 前項の国勢調査が行わ 当 「該国勢調査の結果 年以内に、 第二条 の結果 查 ( 統

#### (勧告の期限等)

われる国勢調査に限る。)の結果による人口が最初に官報で公示さ年法律第五十三号)第五条第二項本文の規定により十年ごとに行第四条 第二条の規定による勧告は、国勢調査(統計法 (平成十九

よる勧告を行うことができる。不均衡その他特別の事情があると認めるときは、第二条の規定に2 前項の規定にかかわらず、審議会は、各選挙区の人口の著しいれた日から一年以内に行うものとする。

# ○公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)(第二条関係)〔平成二十七年国勢調査の結果に基づく区割り改定と同時に施行〕

$\overline{}$
傍始
線
部
分
は
改
正
部
分
$\overline{}$

第四条 衆議院議員の定数は、四百六十五人とし、そのうち、二百第四条 衆議院議員の定数は、四百七十五人とし、そのうち、二百第四条 衆議院議員の定数は、四百七十五人とし、そのうち、二百第四条 衆議院議員の選挙区選出議員、百七十六人を比例代表選出議員と  1
--

	(略)	(略)
十四人	東北	東北 改定法で定める数
		表において「改定法」という。) で定める数
八人	北海道	北 海 道 第十三条第一項に規定する法律(以下この
議員数	選挙区	選 挙 区
	別表第二 (第十三条関係)	別表第二(第十三条関係)
	(略)	められる。 割り改定により、新たな区割りを規定するものとして改めて定※ 別表第一は一旦「削除」という形をとるが、区画審による区
	別表第一(第十三条関係)	第
		れを一に切り上げるものとする。)とする。
		除数をいう。)で除して得た数(一未満の端数が生じたときは、こ
		議院比例代表選出議員の定数に相当する数と合致することとなる
		に切り上げるものとする。)の合計数が第四条第一項に規定する衆
		の人口を除して得た数(一未満の端数が生じたときは、これを一
		この項において同じ。)を比例代表基準除数(その除数で各選挙区
		人口(最近の国勢調査の結果による日本国民の人口をいう。以下
		例とする。この場合において、各選挙区の議員数は、各選挙区の
		る。以下この項において同じ。)の結果によつて、更正することを
		第五条第二項本文の規定により十年ごとに行われる国勢調査に限
	(新設)	7 別表第二は、国勢調査(統計法(平成十九年法律第五十三号)
	6 (略)	6 (略)
		よる。
	議員の選挙区は、なお従前の区域による。	は、衆議院(比例代表選出)議員の選挙区は、なお従前の区域に

改定法で定める数 に略)  ・	 削	数。	ع	*	(略)	九	(略)	四	(略)	中	(略)	近	(略)	東	(略)	北陸信越	東京	(略)	南関	(略)	北関
大	(削る)	) 2 3 4 5 7 7	小選挙区の区割り改定と司持に、	<b>議員数は一旦「第十三条第</b>	r )	州  改定法で定め	£)		£)		£)	畿 改定法で定め	F)	海改定法で定め	F)		都	£)	東改定法で定め	£)	東 改定法で定め
(略)		5	な 定	数 												•					-
本文の規定により十年、 は、国勢調査(統計法) は、国勢調査(統計法)	結 果 に の				(略	九	(略	匹	(略	中	(略	近	(略	東	(略	北陸信		(略		(略	北関
限 ラ ラ 第 カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ							표 (	田	i )	围	i )		i )		i )	1.越	都	표 (	東	i )	東